健康を支えるみんなの国保

国保を支える保険料



お医者さんにかかるとき、医療費の一部を払うことで診察を 受けられる国保は、私たちの生活を支える大切な制度です。保 険料は、皆さんがもしもの病気やけがをしたときのために納期 内に納めましょう。未納の方は早急に納めるか、一度に納められない場合は分割納付など、納付方法を相談しましょう。

特別な理由もなく滞納を続けると、保険証を返還していただき、かわりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。この場合、医療機関での支払いは、いったん全額自己負担となります。

加入脱退の届け出は忘れずに

国保に入るとき、またはやめるときは、14日以内に届け出をお願いします。

なお、75歳になり、後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に移行となる方は、手続きの必要はありません。



国保に入るとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村から転入したとき	転入届	
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書	
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき		印鑑
子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書]

加入の手続きが遅れると、国保の加入資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。また、手続きしていない間の医療費は一時的に全額自己負担になります。

国保をやめるとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村へ転出するとき	保険証、転出届	
職場の健康保険に入ったとき	国保を強担の事業の保険証	
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の両方の保険証 	印鑑
死亡したとき	保険証	
生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書	

脱退の届け出が遅れると、届け出までの間、国保の保険証で受診した医療費の国保負担分を全額 返納していただきます。

その他こんなときにも	届け出に必要なもの
国保加入者が就学のために住所を変更するとき	保険証、転出届、在学証明書印鑑
国保加入者が指定施設等に住所を変更するとき	保険証、転出届

指定施設等とは…病院または診療所への入院、児童福祉施設、障がい者支援施設、養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム、介護保険施設など

問合先 市健康推進課国保係